

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 阿 久 根 由 美 子
日 時	平 成 2 6 年 1 2 月 1 5 日 (月 曜 日)	開 議	午 後 1 時 3 4 分
		閉 議	午 後 2 時 0 1 分
出 席 委 員	湊 藤 本 並 河 中 村 中 澤 石 野 馬 場 菱 田 < 明 田 議 長 小 島 副 議 長 >		
執 行 機 関 出 席 者			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、山 崎 係 長、坂 田 主 任、阿 久 根 副 課 長		
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名 議 員 2 名 (酒 井、井 上)

会 議 の 概 要

1 3 : 3 4

〔湊委員長 開議〕

1 1 2 月 定 例 会 最 終 日 (1 2 月 1 6 日) の 日 程 に つ い て

〔事務局長 説明〕

2 討 論 に つ い て

〔事務局長 説明〕

3 意 見 書 案 に つ い て

〔事務局長 説明〕

< 湊委員長 >

別紙 1 について、環境厚生常任委員会での審査状況はどうだったのか。

< 藤本副委員長 (環境厚生常任委員) >

全会一致であり委員長名で提出することを確認している。

< 湊委員長 >

環境厚生常任委員長の発議とする。 全員了

< 湊委員長 >

別紙 2 の発議者はどうか。

< 菱田委員 > < 中村委員 > < 中澤委員 > < 藤本副委員長 > < 石野委員 >

発議しない。

< 馬場委員 >

発議する。

< 湊委員長 >

共産党議員団の議員で発議となる。 全員了

4 議 第 2 号 議 案 に つ い て

〔事務局長説明〕

< 事務局長 >

委員会条例は討論まで省略するのが例である。

< 馬場委員 >

委員会の定数は 15 期ではなく 16 期の議員で決めるべきことで、早々に決めるのは反対である。委員会条例は全会一致で提案すべきであることから討論が省略されている。今回は全会一致ではないので討論があって然るべきである。

< 湊委員長 >

16 期に任せるといえるのはどうか。

< 事務局長 >

期が代わってから改正すると事務が輻輳する。前回（4 年前）も同じように前期で決めている。

< 馬場委員 >

議会基本条例の議論のなかで委員会定数も議論してきた。特別委員会も含め委員会構成は全員で議論すべき内容である。委員会構成は委員会の所管も合わせて次期議員に委ねるべきである。

< 湊委員長 >

臨時会での議会運営委員会は暫定メンバーでやるのか。

< 事務局長 >

臨時会前の幹事会で議運の選出を考え、臨時会で委員は指名される。定数を改正するなら委員会条例の議決も必要である。1 日でやることになると調整等時間がかかる。22 年 10 月に基本条例を制定し、22 年 12 月に委員会条例を改正している。前期と同じように考えてもらえればと思う。

< 中澤委員 >

定数改正に合わせて委員会構成も今期で決めておくのが筋である。

< 馬場委員 >

発議はしない。特別委員会の委員数は少なく危機感を感じる。議論の余地がある。

< 明田議長 >

16 期で決めるべきという意見は解るが、人数配分はこの（案の）形になると思う。

< 馬場委員 >

起立表決ならよい。

< 湊委員長 >

討論まで省略、採決のみとする。共産党議員団以外の会派の幹事長を発議者とする。
全員了

5 人権擁護委員候補者の推薦について

〔事務局長 説明〕

< 湊委員長 >

人権擁護委員の仕事は何か。報酬はいくらか。

< 事務局長 >

年に 1 回以上は研修や総会をされており、人権擁護の救済の申し立てがあれば人権擁護委員が協議をされる。

< 明田議長 >

法務大臣の任命であり、推薦がきているものである。年間 12 ～ 3 万円である。

6 議員の派遣について

〔事務局長 説明〕

7 決算審査総括について

〔事務局長 説明〕

< 湊委員長 >

総括をもとに次回の審査に向け検討願う。

8 傍聴規則について

〔事務局長、副課長 事務局案説明〕

< 湊委員長 >

会派内で検討願う。

9 平成27年第1回臨時会・3月定例会日程

〔事務局長 説明〕

10 政策研究会報告

〔事務局長 説明〕

< 湊委員長 >

今回は問題提起でまとめられている。

11 その他

〔事務局長 説明〕

14 : 01